

4. 災害へのそなえ

4-1. 風水害防止への対応

暴風警報や大雨・洪水に関する警報、注意報等の気象情報が発表された時、府民の安全・安心な生活を守るため、水防体制をとり、以下の業務を行っています。

【主な業務】

1. 雨量及び河川水位を計測・監視し、水位が一定の基準を超えた場合は、市町や警察署などの関係機関へ水防情報を通知します。
2. 雨量等が一定の基準を超えると通行が危険な道路は、国道 423 号など 15 区間で通行止めを行います。
3. 道路、河川等の管理施設のパトロールを行い、施設の安全を確認します。
4. 管理施設が被災した場合は、迅速な応急対策を実施し、二次災害の防止に努めます。



写真-4.1 異常気象時の通行止め（平成 30 年 7 月）（左：茨木能勢線（野間稲地）、右：茨木能勢線（野間口））

4-2. 地震時における対応

震度 4 以上の地震が発生した場合、災害に対して迅速かつ確に対処できるよう配備体制をとり、以下のような業務を行います。いざという時に備えて、年 3 回の訓練を行っています。

【主な業務】

1. 広域緊急交通路(国道 423 号、大阪中央環状線等)、河川・ダムなど防災上重要な施設の点検を行います。
2. 管理施設の被災状況、道路交通状況などの情報を収集し、必要に応じて関係機関への情報提供や協議、調整を行います。
3. 服部緑地（豊中市、吹田市）の後方支援活動拠点としての機能の確保、受入れ支援を行います。
4. 道路施設等公共施設の損壊や土砂災害などによる二次災害の防止、交通の混乱防止及び府民の不安解消などの観点から、適時情報提供を行うなど、広報活動を実施します。
5. 被災した箇所については、迅速に応急復旧を行います。



写真-4.2 地震災害対策訓練状況（左：道路啓開訓練、右：警察・消防等の防災関係機関との連携訓練）

4-3. 雪寒対応

冬期において、夜半から明け方にかけての冷え込みが予想される場合は、凍結防止剤（塩化ナトリウム）を事前散布して、路面凍結や積雪に備えます。

また、路面凍結や積雪により車の通行に支障が生じる場合は、融雪剤（塩化カルシウム）散布や、モーターグレーダー等による除雪を事務所直営班や委託業者により行います。



写真-4.3 路面凍結防止・積雪対応（左：融雪剤散布、右：除雪作業）

積雪で通行できないような場合は、警察と連携して通行止め規制を行い、迂回路誘導等を行うと共に、除雪作業を実施します。



写真-4.4 大雪時の通行止め（左：通行止め状況、右：立ち往生の状況）

ノーマルタイヤでのスリップ事故が多いため、冬用タイヤ装着の啓発活動として、山辺口と新砂原橋交差点付近でドライバーが視認しやすい位置に看板を設置したり、日本道路交通情報センターにアナウンスの依頼などを行っています。



写真-4.5 冬タイヤ装着の啓発（看板設置）（左：新砂原交差点、右：山辺口交差点）